○松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成17年1月1日規則第146号

改正

平成18年3月31日規則第41号 平成20年12月18日規則第83号 平成26年10月17日規則第70号 平成29年3月31日規則第42号 令和元年9月20日規則第9号 令和3年3月31日規則第29号 令和5年8月18日規則第62号

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年松阪市条例第153号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(犬猫等死体届出書)

第2条 条例第11条の規定による届出は、電話、口頭又は文書による。

(多量の一般廃棄物の範囲)

第3条 条例第12条の規定により市長が運搬及び処分を指示することができる一般廃棄物の排出基準は、通常の標準的排出量以上を一度に排出するもの及び収集車に積載困難な物を排出するものとする。

(手数料及び使用料の徴収)

- 第4条 条例第11条、第13条及び第21条の規定による手数料及び使用料の徴収は、納入通知書又は領収書によりその都度徴収する。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業のごみ収 集運搬許可を受けている事業者(以下「収集運搬事業者」という。)又は同項の許 可を受けていないが特に市長が認める者のうち、別に定める要件を満たしているも のについては、条例第13条第1項第2号に規定する手数料を後納による方法により納 入することができる。
- 3 収集運搬事業者が本市の処理施設へ搬入する廃棄物は、全て条例第2条第2項第2 号に規定する廃棄物とみなす。

(手数料及び使用料の減免申請)

- 第5条 条例第14条及び条例第22条の規定により、手数料及び処理費用の減免を受けようとするときは、一般廃棄物処分手数料免除(減額)申請書(様式第1号)又は産業廃棄物処理使用料免除(減額)申請書(様式第2号)を市長に提出しその承認を受けなければならない。
 - (一般廃棄物処理業(ごみ)の許可申請)

- 第6条 条例第15条の規定により、一般廃棄物処理業(ごみ)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業(ごみ)許可申請書(様式第3号)に次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請
 - ア 代表者の住民票の写し(申請者が法人の場合は、法人登記簿の謄本及び定款の写しも添付すること。)
 - イ 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しないものであることを誓 約する誓約書 (様式第10号)
 - ウ 国税、県税、市町村税の納税証明書(申請者が法人の場合は、法人税の納税 証明書を添付すること。)
 - 工 収集運搬事業計画書(様式第11号)
 - 才 収集先名簿 (様式第13号)
 - 力 従業員名簿(様式第14号)
 - キ 事業施設位置図 (様式第15号)
 - ク 収集運搬車両調書(様式第16号)
 - ケ 事業所(事務所)に係る土地又は建物の登記簿の謄本 所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する所有者の設置承諾書若しくは使用承諾書 (様式については限定しない。)
 - (2) 一般廃棄物処分業の許可申請
 - ア 代表者の住民票の写し(申請者が法人の場合は、法人登記簿の謄本及び定款の写しも添付すること。)
 - イ 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しないものであることを誓 約する誓約書 (様式第10号)
 - ウ 国税、県税、市町村税の納税証明書(申請者が法人の場合は、法人税の納税 証明書を添付すること。)
 - 工 事業計画書(様式第12号)
 - オ 処理施設に係る許認可の状況を示す書面
 - 力 従業員名簿
 - キ 事業施設位置図
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 一般廃棄物処理業(ごみ)の許可の業務区域は本市区域内とし、業務の範囲は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 収集運搬業は、法第6条第1項により本市の一般廃棄物の処理に関する計画に 定めるごみで、本市による収集又は運搬が困難であるものの収集運搬とする。
 - (2) 処分業は、本市の一般廃棄物の処理に関する計画に定める廃棄物の処分とする。
- 3 一般廃棄物処理業(ごみ)の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項に適合 するものとする。

- (1) 法第7条第5項又は第10項に規定する許可の申請要件に適合するものであること。
- (2) 本市区域内に事務所(申請者が法人の場合は、できる限り営業所又は支店を有すること。)又は事業所を有すること。
- (3) 自ら業務を実施するものであること。
- (4) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、本市区域内において廃棄物の処理に関する業務を有すると認められること。(許可証の交付を受けた後の業務内容とする。)
- (5) 国税、県税、市町村税の納税義務を果たしていること。
- (6) 本市区域内においてごみの収集又は運搬に使用する車両、器材等は、次のアからウまでに適合するものであること。
 - ア 車両の保有台数は、1台以上とする。
 - イ アに規定する車両は、原則として本市が使用する車両に準じるものとし、廃棄物の飛散、汚水及び悪臭の漏出その他本市の処理施設への搬入に支障をきたすおそれがない構造のものとする。
 - ウ 許可証の交付を受けた日から1か月以内に登録車両の車体に許可番号等を表示するものとする。
- 4 第1項の規定は、条例第16条の規定により、許可を受けた者が次に掲げる事項を変更しようとするときにおいて準用する。この場合において、同項中「許可を受けようとする者」とあるのは「変更の許可を受けようとする者」と読み替えるものとし、添付を必要とする書類等は、当該変更事項を確認することができるもののみで良いものとする。
 - (1) 一般廃棄物収集運搬業
 - ア 事業区域
 - イ 収集運搬計画
 - (2) 一般廃棄物処分業
 - ア 取扱う廃棄物の種類
 - イ 処分の方法又は作業計画
- 5 一般廃棄物処理業(ごみ)の許可を受けた者(以下「一般廃棄物許可業者」という。)は次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から10日以内に一般廃棄物処理業(ごみ)変更届出書(様式第9号)に変更事項を確認することができる書類等を添付して、市長に届け出なければならない。
 - (1) 法人の名称又は所在地を変更したとき 変更後の法人登記簿の謄本及び定款 の写し
 - (2) 個人の氏名又は住所を変更したとき 変更後の住民票の写し
 - (3) 一般廃棄物許可業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の6第1項第2号に掲げる事項を変更したとき 誓約書並びに変更後の法人登記簿の謄本

- (4) 事業所又は事務所の所在地(住所変更を除く。)を変更したとき 施設位置 図、変更した事業所又は事務所に係る土地又は建物の登記簿の謄本。所有権を有 しない場合は、使用権原を有することを証する所有者の設置承諾書若しくは使用 承諾書(様式については限定しない。)
- (5) 車両保管場所を変更したとき 施設位置図
- (6) 一般廃棄物収集運搬に係る車両を変更したとき 収集運搬車両調書
- (7) 一般廃棄物処理業(ごみ)に従事する事務員、作業員等に変更があるとき 従業員名簿
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (一般廃棄物処理業(し尿)等の許可申請)
- 第7条 条例第15条及び第16条の規定により一般廃棄物処理業(し尿)の許可及び変更の許可を受けようとする者又は浄化槽清掃業の許可及び変更の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した一般廃棄物処理業(し尿)等許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 住所、氏名及び生年月日(申請者が法人の場合は、法人登記簿の謄本及び定款の写しも添付すること。)
 - (2) 事業所又は事務所の所在地
 - (3) 一般廃棄物の種類
 - (4) 事業区域及び1日の作業能力
 - (5) 廃棄物の積換場、処理場、車庫等の所在地、構造仕様書及び付近の見取図
 - (6) 自動車その他作業用具、機能点検用具の種類及び数量
 - (7) 従業員の数
 - (8) 収集、運搬又は処分の方法及び作業計画
 - (9) 料金
- 2 前項の申請書について市長が必要と認めたときは、関係書類の提出を求めること ができる。
- 3 一般廃棄物処理業(し尿)の許可を受けた者又は浄化槽清掃業の許可を受けた者が第1項第1号及び第2号の事項の変更のあったときは、速やかに市長に届け出るものとし、また同項第3号から第9号までの事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (一般廃棄物処理業等の廃止届)
- 第8条 一般廃棄物処理業(ごみ)の許可を受けた者、一般廃棄物処理業(し尿)の 許可を受けた者又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者 等」という。)が、その業の全部又は一部を廃止するときは、一般廃棄物処理業等 廃止届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
 - (一般廃棄物処理業等許可証・標識の交付)
- 第9条 市長は、条例第15条及び第16条の規定による申請を許可したときは、一般廃棄物処理業等許可証(様式第6号。以下「許可証」という。)を交付するものとし、

- 一般廃棄物処理業(し尿)の許可を受けた者又は浄化槽清掃業の許可を受けた者には標識も交付するものとする。
- 2 前項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を亡失又は損傷したとき は直ちに一般廃棄物処理業等許可証再交付申請書(様式第7号)を市長に提出して 再交付を受けなければならない。
- 3 許可の有効期間は、2年とする。
- 4 一般廃棄物処理業(し尿)の許可を受けた者又は浄化槽清掃業の許可を受けた者が業務に従事するときは、第1項の規定による標識を車両へ表示しなければならない。

(許可証の返納)

- 第10条 一般廃棄物処理業者等の許可証の有効期間が満了したとき又は営業の許可を 取り消されたときは、当該事実が発生した日から7日以内に許可証を市長に返納し なければならない。
- 2 一般廃棄物処理業者等が廃業、死亡、合併又は解散したときは、それぞれ本人、 相続人、合併を相続する法人又は清算人は、直ちにその旨市長に届け出るとともに 許可証を返納しなければならない。

(業者の報告)

第11条 一般廃棄物処理業者等は、条例第19条の規定により毎月の業務実績を翌月の 10日までに一般廃棄物処理実績報告書(様式第8号)により市長に報告しなければ ならない。

(松阪市清掃指導員証)

第12条 条例第24条に規定する松阪市清掃指導員は、その身分を証明するための松阪市清掃指導員証(様式第17号)を携帯し、関係人に提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の松阪市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年松阪市規則第8号)、嬉野 町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成6年嬉野町規則第1号)、三雲 町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年三雲町規則第3—1号)、 飯南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成6年飯南町規則第8号)又 は飯高町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成6年飯高町規則第9号) (以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その 他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の規則により交付された一般廃棄物処理業、し尿浄 化槽清掃業許可証は、この規則の規定により交付された許可証とみなす。

附 則(平成18年3月31日規則第41号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月18日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月17日規則第70号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年9月20日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第29号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月18日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。